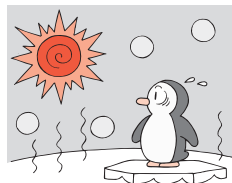


地球温暖化対策 2つの補助事業

市では、地球温暖化対策として2つの補助事業を実施します。いずれも予算の範囲内での交付となりますので、予算額に達した時点で申請の受付を終了させていただきます。

■受付期間 4月1日(水)～令和3年3月31日(水)



電気自動車等購入費補助事業

今年度から新しく始まった補助事業です。

4月1日以降に電気自動車等を購入した方に、費用の一部を補助します。

■支給条件 次のすべてに該当すること

- 申請者と車両所有者・使用者が同一であること(割賦払いの場合は申請者と車両使用者が同一)
- 申請者が、車両登録日の時点で、市内に住所を有してから3か月以上経過していること
- 自家用として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入していること
- 使用の本拠地が下野市であること
- 本人及び同一世帯の方が、市税などを滞納していないこと
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

■補助対象車両と補助金額

電気自動車(EV)	10万円
プラグインハイブリッド自動車(PHV)	5万円

■必要書類

- 申請書(市ホームページから取得可)
- 自動車車検証の写し
- 売買契約書の写し
- 購入代金の領収書の写し(割賦払いの場合は、契約書等の写し)
- 車両のカタログまたは仕様書
- 車両の保管場所の位置図
- 車両の保管場所で、車両の自動車登録番号が確認できるように撮影された写真
- 市税等調査同意書

住宅用太陽光発電システム設置費補助事業

住宅用太陽光発電システムを設置した方に、費用の一部を補助します。太陽光システム設置後に申請してください。

■支給条件 次のすべてに該当すること

- 申請者が市内に居住していること
- 電灯契約を結んでいる個人であり、市内の住宅等(店舗、事務所等との兼用は可)にシステムを設置すること、または建売住宅供給者等から市内にシステム付住宅を購入すること
- ※住居部分の電力に使用するために、納屋や車庫に設置することは可とする。
- 設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合は、書面による所有者の設置承諾を受けていること
- 市税の滞納がないこと

■補助対象システム

- 住宅の屋根等への設置に適したものであり、かつ低圧配電線と逆潮流有りで連携しているもの
- 太陽電池の公称最大出力の合計値が10kW未満のものであるもの
- 未使用品であるもの(中古品は対象外)

■補助金額

太陽電池の最大出力1kW当たり1万円(上限4万円、1,000円未満の端数は切り捨て)

■申請期限 システムの電力受給契約開始日から90日以内

■必要書類

- 申請書(市ホームページから取得可)
- システムの概要が確認できる書類
- 工事請負契約書の写しまたはシステム付建売住宅売買契約書の写し
- システムの設置に要した費用の領収書の写し・内訳書の写し
- 電力会社とシステムに係る電力受給契約書の写し・電力需給開始日が確認できる書類
- システム設置後の状況を示す写真
- 市税の滞納がないことを証明する書類
- 住民票の写し
- 設置承諾書(設置する住宅が、補助対象者の所有物でない場合に限る)

■注意事項

- 申請者、委任者、承諾者、請求者の氏名・住所等は、提出書類すべて自筆で記入してください。
- 写真は、システム(太陽電池モジュール)を設置した建物全体を写したものと、設置したシステムの全箇所を写したものを提出してください。
- 提出様式等は変更する場合があります。必ず最新年度のものを使用してください。